

垂 情 個 審 第 23 号  
平 成 28 年 11 月 17 日

垂水市長 尾 脇 雅 弥 様

垂水市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 井 上 順 夫

垂水市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年6月1日付け垂総第278号により諮問のあった件について、次のとおり答申する。

## 第1 審査会の結論

垂水市長（以下「実施機関」という。）は本件審査請求の対象となった公文書のうち、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。また、開示しないこととした部分とその理由（以下「不開示理由」という。）の理由付記について、不開示理由の提示が十分だったとは言い難いため、この答申に従い整理し、改めて示すべきである。

## 第2 審査請求に至る経緯、審査会の経過

### 1 審査請求に至る経緯

#### (1) 情報公開請求

審査請求人は、平成28年4月19日（同月21日受理）、垂水市情報公開条例（平成13年条例第1号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、「垂水市民間資金活用集合住宅建設促進事業の策定の業務命令が下った日時がわかる書類及び策定に至る決裁日時、施行後から平成28年4月19日までの減免対象者及び減免対象物件の所在地並びに減免額」の情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### (2) 部分開示決定

実施機関は、本件請求のうち「垂水市民間資金活用集合住宅建設促進事業施行後から平成28年4月19日までの減免対象者及び減免対象物件の所在地並びに減免額」に係る文書として、「固定資産税税額決定（変更）決議書（平成27年度分）、固定資産税課税減免決定通知書、（平成27年度分）、名寄帳兼課税台帳（平成27年度分）（以下「本件対象文書」という。）を特定した上で、不開示理由を「個人情報特定されてしまう

ため」として、部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

そして、実施機関は、平成28年5月2日付け「部分開示決定通知書」及び「垂水市民間資金活用集合住宅建設促進事業施行後の減免件数について」を送付する方法により、審査請求人に対し通知した。

### (3) 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成28年5月8日（同月16日受理）、実施機関に対し審査請求をした（以下「本件審査請求」という。）。

## 2 審査会の経過

当審査会における審査の経過は、次のとおりである。

平成28年 6月 1日	諮問書受理
平成28年 6月 8日	実施機関から行政文書部分開示決定理由書受理
平成28年 6月 24日	審査請求人から行政文章部分開示決定理由書に対する意見書受理
平成28年 7月 11日	審査会開催（第1回） 実施機関から説明を聴取
平成28年 8月 31日	審査請求人から意見書受理
平成28年 10月 31日	審査会開催（第2回） 実施機関から説明を聴取

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、垂水市長が平成28年5月2日付けで行った本件決定について、その取消しを求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、行政文章部分開示決定理由説明書に対する意見書及び意見書で説明している審査請求の理由については、概ね以下のとおりである。

- (1) 実施機関は開示しない理由として「個人情報特定されてしまうため」としているが、垂水市民間資金活用集合住宅建設促進条例に基づき減免を受けるものは賃貸借を目的としていることから、法人又は個人に係わらず不動産業を営む業者である。これは垂水市民間資金活用集合住宅建設促進条例第4条にも規定されており、本条例において垂水市が支援するものは民間事業者である。

このことから本件請求において開示請求した情報は、個人情報保護法及び垂水市個人情報保護条例の定める個人情報にあたらぬ。

- (2) 実施機関が行政文書部分開示決定理由説明書に添付していた垂水市情報公開条例の抜粋の写しが、どのような意図で添付しているのか明示していないため、単なる参考資料として扱う。審査会においても理由書において意図を明確にしていない資料は関係無いものとする。
- (3) 本件決定は、公開できない理由を「個人情報特定されてしまうため」としているが、条例第10条第2項及び同条第3項に基づいて妥当な理由であるかのみを審査することが適当である。垂水市が示した理由は、根拠規定や当該規定を適用する根拠が不明であるため不整である。
- (4) 実施機関の理由書において「納税義務者側の知られたくない権利や権利を害する恐れがあると考え」とあるが、知られたくない権利とはプライバシー権の範疇であり、私人に適用されるものであることから事業者には該当しない。

よって、実施機関が述べる「納税義務者の個人情報が特定されてしまう」との理由による決定に妥当性はない。

- (5) 垂水市の示した不開示理由より条例第7条第1号の個人に関する情報であるとし、不開示にしたのではないかと推測する。垂水市民間資金活用集合住宅建設促進条例第4条によると民間事業者であり、同条例第2条第1号によると、法人のみならず個人も含まれている。よってこの条例の適用を受けようとするもの全て事業者となる。条例第7条第1号に「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。」とあることから、本件請求の情報は条例第7条の不開示情報にはあたらぬ開示が妥当と考える。

#### 第4 実施機関の主張要旨

##### 1 実施機関の主張

行政文書部分開示決定理由説明書及び口頭による実施機関の説明要旨は、概ね以下のとおりである。

- (1) 固定資産税課税減免決定通知書及び固定資産税税額決定（変更）決議書の、減免対象者及び対象物件の所在地並びに減免額を開示すれば、納税義務者の個人情報が特定され、ほとんどが黒塗りになると考え、件数のみを文書にて開示を行った。
- (2) 部分開示決定通知書において、不開示理由を「個人情報特定されてしまうため」との記載に留めていたが、個人、事業者等に関係なく納税義務者の情報を第三者に対し開示することは、納税義務者側の知られた

くない権利や利害を害する恐れがあると考え、条例第7条第1号及び同条第2号に該当するものとして、個人情報特定されてしまうものについては公開出来ないとの判断も含めて記載したものである。

- (3) 個人情報を含まない範囲であっても金額等の開示については、地方税法第22条の規定に抵触し、納税者の秘密に属する資産状況を公にすることとなるため、開示することができない。

## 第5 審査会の判断

実施機関は、本件対象文書を特定したうえで、本件対象文書の記載事項すべてが、条例第7条第1号及び同条第2号に該当するものとして本件決定を行った。

これに対し審査請求人は、本件対象文書に記載されている情報は個人情報に該当しないとし、実施機関の本決定の理由付記について妥当な理由でないと主張している。

加えて、実施機関からの説明聴取において、個人情報を含まない部分についても、地方税法第22条の規定に該当するとして、公開することができないことも併せて説明があった。

条例は、公開するのが個人の情報であるのか法人等の情報であるのかにより、公開の要件に差異を設けている（条例第7条第1号及び同条第2号）。

垂水市民間資金活用集合住宅建設促進条例によれば、減免申請者は民間事業者であり、民間事業者とは、集合住宅の建設に対する支援を受けようとする法人又は個人と定められている。したがって、これを前提に非公開情報該当性を審査する。

### 1 非公開情報該当性

#### (1) 固定資産税税額決定（変更）決議書

ア 「決議書の左上の宛名欄の氏名及び住所」「納税義務者」欄の氏名は、条例第7条第2号の法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、これらが開示されると当該事業者が一定の資産を有していることが明らかになることから、条例第7条第2号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるもの」に該当する。

イ 「通知番号」欄の通知番号は、不動産を所有する個人及び法人に対して割り振られた固有の番号である。公開を予定しておらず、通常、納税義務者本人しか知り得ない情報であり、問合わせや申請において

通知番号を知っていることをもって本人確認をする機能を有している。したがって、これを公にすると、特定の個人又は法人を識別することができる。また、第三者に冒用されてしまうことで、当該個人又は法人の資産に関する情報が漏洩してしまう可能性がある。

したがって、本情報は条例第7条第2号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるもの」に該当する。

ウ 「決議書の左下の欄外の減免税額」「課税標準額」「税額」「期別納付額」は、いずれも減免申請者の資産価値そのものを示す情報であって、一般に公にされることを予定しておらず、当該情報を開示すると、当該資産の管理のほか売買や賃貸借契約等の取引を行う際の支障等、法人等又は事業を営む個人の事業運営上の正当な利益を害すると認められる。

したがって、本情報は条例第7条第2号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるもの」に該当する。

## (2) 固定資産税課税減免決定通知書

ア 決議書の左上には、減免申請者の氏名が記載されている。

かかる情報を不開示とすることが相当であることは前記(1)アのとおりである。

イ 「納税者」欄の住所(所在地)及び氏名(名称)は、かかる情報を不開示とすることが相当であることは前記(1)アのとおりである。

ウ 「民間集合住宅所在地」欄の所在地及び名称は、かかる情報を不開示とすることが相当であることは前記(1)アのとおりである。

エ 「納税通知書番号」は、かかる情報を不開示とすることが相当であることは前記(1)イのとおりである。

オ 「課税額」「減免決定額」「減免後の額」は、かかる情報を不開示とすることが相当であることは前記(1)ウのとおりである。

## (3) 名寄帳兼課税台帳

ア 地方税法第22条の「秘密」に該当する情報を公開することは、同条の「秘密を漏らす」行為に該当すると考える。したがって、同条は条例第7条第6号の「法令等の規定」に、地方税法第22条の秘密に該当する情報は「公にすることができないと明示されている情報」に該当すると考える。そうすると、本件対象文書に記載されている情報が地方税

法第22条の「秘密」に該当する場合は、条例第7条第6号に該当すると考える。

地方税法第22条にいう「秘密」とは、地方税に関する調査に関する事務に従事する者が、地方税に関する調査事務の過程で知り得た私人の情報のうち、一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められるものをいうと考える。

イ かかる視点から見ると、名寄帳兼課税台帳に記載されている情報は、垂水市税務課固定資産税係職員が税務調査を行って把握したものである。

また、内部情報であり一般に知られていない事実であると認められるため、減免申請者が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると考える。

したがって、名寄帳兼課税台帳に記載された情報は、地方税法第22条の「秘密」に該当すると考える。

ウ したがって、本情報は「法令等の規定により、公にすることができないと明示されている情報」に該当し、条例第7条第6号により非公開とするのが相当である。

## 2 審査請求人の主張について

### (1) 第3-2(1)について

本件請求において開示請求した情報は個人情報保護法及び垂水市個人情報保護条例の定める個人情報にはあたらず、条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当する。

よって実施機関の不開示理由は妥当でない。

### (2) 第3-2(2)について

実施機関が行政文書部分開示決定理由説明書に条例の抜粋の第7条第1号及び同条第2号アにアンダーラインを引いたものを添付しており、根拠を示したつもりであるが、理由説明書にその旨を記載しておらず根拠を示すには十分でない。

したがって、実施機関が意図を明確にせず理由説明書に条例の抜粋を添付したことは、必ずしも適切なものであったということはない。

しかし、かかる不適切さは本件処分の結論に影響を与えるものではない。

### (3) 第3-2(3)について

条例第10条第2項には、「実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないときは、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。」と規定されており、同条第3項には「前2項の理由は、その根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」との規定がある。

よって、実施機関が不開示理由として「個人情報特定されてしまうため」本件決定を行ったことは、根拠規定及び当該規定を適用する根拠が記されていないため、条例第10条第3項の要求する理由付記については十分ではないといわざるを得ない。

したがって、「個人情報特定されてしまうため」という理由のみをもって、本件決定を行った実施機関の判断は失当であるため、この答申に従い整理し、改めて示すべきである。

(4) 第3-2 (4)

実施機関の、不開示理由を「個人情報特定されてしまうため」とした本件決定は妥当でない。

(5) 第3-2 (5)

本件対象文書の中で「固定資産税税額決定(変更)決議書」、「固定資産税課税減免決定通知書」の条例第7条第2号に該当する部分については不開示とし、「名寄帳兼課税台帳」は条例第7条第6号に該当するものと考え、非公開とするのが相当である。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

垂水市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 井 上 順 夫  
委 員 大 野 友 也  
委 員 瀬 角 龍 平